

令和元年 第1回峡南衛生組合議会臨時会

令和元年12月26日
午後3時00分 開会
於 議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 管理者挨拶
- 日程第4 認定第7号の報告並びに上程
- 日程第5 認定第7号の説明
- 日程第6 認定第7号の質疑
- 日程第7 認定第7号の討論
- 日程第8 認定第7号の採決
- 日程第9 議案第8号の報告並びに上程
- 日程第10 議案第8号の説明
- 日程第11 議案第8号の質疑
- 日程第12 議案第8号の討論
- 日程第13 議案第8号の採決
- 日程第14 議案第9号の報告並びに上程
- 日程第15 議案第9号の説明
- 日程第16 議案第9号の質疑
- 日程第17 議案第9号の討論
- 日程第18 議案第9号の採決
- 日程第24 委員会の閉会中継続調査について

2.出席した議員は次のとおりである。

- 2番 伊藤 雄波 君
- 3番 伊藤 達美 君
- 4番 若林 一明 君
- 5番 市川 強 君
- 6番 赤池 朗 君
- 7番 米山 久志 君
- 8番 望月 十四朗 君
- 9番 福與 三郎 君
- 10番 川口 福三 君
- 11番 川崎 充明 君
- 12番 河井 淳 君

3.欠席議員は次のとおりである。

1 番 秋山 豊彦 君

4.会議録署名議員（2名）

8 番 望月 十四朗 君 9 番 福與 三郎 君

5.地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（12名）

管理者	望月 幹也
副管理者	辻 一幸
副管理者	久保 眞一
副管理者	佐野 和広
会計管理者	穂坂 桂吾
身延町環境上下水道課	水上 武正
早川町町民課長	望月 重美
市川三郷町生活環境課	望月 和仁
南部町水道環境課	渡辺 雄治
峡南衛生組合 所長	柿島 利巳
峡南衛生組合 支所長	古屋 秀樹
峡南衛生組合 次長	望月 邦浩
峡南衛生組合 主事	望月 義治

議長：本日は年末のお忙しい中をご出席いただき、臨時会が開会できますことに、心よりお礼申し上げます。本臨時会に付議されております案件は、議案第 7 号から議案第 9 号の 3 案件でございます。本日の会議が慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和元年第 1 回峡南衛生組合議会臨時会を開会いたします。本臨時会に管理者ほか関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付したとおりにしたいと思いますので、ご了承願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、8 番 望月十四朗君、9 番 福與三郎君を指名します。

日程第 2 会期の決定について議題といたします。本件については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長 7 番 米山久志君。

米山議員：はい。議長。議会運営委員会の報告。議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。令和元年第1回臨時会の会議につきましては、去る12月18日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果、会期は本日1日とし、本日はこの後、議案第7号から議案第9号の上程、説明、質疑、討論を行い、採決することとします。以上、議会運営委員会の報告とします。よろしくお取りはかりをお願いします。

議長：お諮りします。本臨時会の会期については、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

議員一同：なし。

議長：はい。異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 管理者あいさつ。

望月（幹）管理者：議長。

議長：はい。管理者、ご登壇ください。

望月（幹）管理者：改めまして、皆さん、こんにちは。

一同：こんにちは。

望月（幹）：議長より許可をいただきましたので、開会に当たり、一言ごあいさつを申し述べます。本日ここに、令和元年第1回峡南衛生組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただき、誠にありがたくお礼を申し上げます。

まずはご報告をさせていただきますが、先の新聞、テレビ等の報道で既に皆さんもご承知のことと思いますが、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会で協議を進めてまいりましたごみ処理施設の建設場所につきましては、11回もの協議を重ねる中、去る10月30日の協議会において、中央市浅利地区に決定となりました。

これを受けまして、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の11市町の12月議会におきまして、山梨県西部広域環境組合の設置に関する協議が行われ、全市町から設置についての議決を得たところでございます。

組合の設置は令和2年2月1日となります。組合議会や事務局の組織編成なども行われますので、各市町から組合議員の選任や、事務局職員の派遣など、ご協力をよろしくお願い申

上げます。

本年を振り返ってみますと、5月には皇太子徳仁親王が天皇にご即位され、元号が令和へと改元されました。また、9月、10月には台風15号、19号が相次いで関東地方に上陸、各地域における雨量と風速について観測史上最高の記録を軒並み更新し、多数の河川が氾濫、大規模な浸水が発生するなど、かつて経験したことのない災害が発生をいたしました。大勢の方の尊い命が奪われ、改めて自然の強さ、恐ろしさを実感した年でもあります。被災されました皆さまには謹んでお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。峡南地域においても、台風15号、19号により、土砂崩落や交通網の寸断、倒木、停電などが発生しましたが、幸いにして人命に被害がなく、安堵（あんど）したところであります。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案ですが、条例の廃止1件、条例の一部改正1件、補正予算1件の計3件でございます。ご審議をいただき、何とぞご議決くださいますようお願いを申し上げます、はなはだ簡単ですけれどもあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長：日程第4 議案第7号 峡南衛生組合生ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、上程いたします。

日程第5 議案第7号について、提案理由の説明を求めます。管理者 望月幹也君。

望月（幹）管理者：それでは、議案第7号 峡南衛生組合生ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。峡南衛生組合生ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を提出いたします。提案理由を申し上げます。近年、生ごみ回収及び肥料需要が減少したことにより、生ごみ処理業務を終了とするため、峡南衛生組合生ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由でございます。なお、議案の詳細につきましては、事務局望月次長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議 長：議案第7号について、詳細説明を求めます。

次 長：はい。議長。

議 長：はい。次長 望月邦浩君。

次 長：はい。それでは、議案第7号について説明をさせていただきます。資料1にて説明のほうをさせていただきます。平成25年度をピークに、生ごみ回収及び肥料販売につきまして25年度がピークでありましたが、年々減少傾向にあります。これにつきましては、近

年耕作物を作られている方々の高齢化によるものでありまして、耕作物を作る方々が年々減ってきたことに伴うものでございます。したがって、今回この生ごみの処理と肥料の販売を廃止させていただくものでございます。

なお、現在行っているものにつきましては、1月まで回収のほうを行いまして、2月に回収してきたものを肥料化し、3月に販売をするわけでございますが、

例年2月、3月のじゃがいも等のときから肥料のほうが売れるようになりまして、5月、6月に畑、農作物の栽培が盛んになってきますので、廃止は今年度で終わりにしますが、販売のほうを令和3年3月31日までの猶予をいただく中で肥料の販売を全て終了したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上が議案第7号の説明であります。よろしくお願ひいたします。

議 長：日程第6 議案第7号について、質疑を行います。質疑はございませんか。

議員一同：ありません。

議 長：質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第7号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようなので、討論を終わります。

日程第8 提出議案の採決を行います。議案第7号 峡南衛生組合生ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。はい、挙手全員であります。したがって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

日程第9 議案第8号 峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、上程いたします。

日程第10 議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

望月（幹）管理者：議長。

議 長：はい。管理者 望月幹也君。

望月（幹）管理者：それでは、議案第8号 峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。峡南衛生組合職員給与条例の一部を次のように改正するものといたします。提案理由を申し上げます。令和元年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に伴い国家公務員及び県職員の給与等が改正されることに鑑み、所要の改正を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。なお、議案の詳細につきましては、同じく事務局望月次長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議 長：議案第 8 号について、詳細説明を求めます。

次 長：はい。議長。

議 長：はい。次長 望月邦浩君。

次 長：それでは、議案第 8 号について説明させていただきます。お手元の資料 2 に基づきまして説明のほうをさせていただきたいと思えます。まず初めに、今回改正する内容でございますが、勤勉手当でございます。勤勉手当を 0.25 月を 0.975 月に変更させていただくものでございます。内訳にも書いてありますとおり、現行 0.925 月を 0.975 月に変更させていただきまして 0.05 月分の増となります。また、今回 12 月に 0.05 月を増加した分を第 2 条関係で 6 月と 12 月期に 0.95 月に変更をさせていただく内容でございます。

また給料表につきましても、採用職員の初任給を 1,500 円程度引き上げ、30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をさせていただくものでございます。平均改定率は 0.1%でございます。

また、別表 2 の後の第 2 条関係でございます。まず初めに住居手当の見直しでございます。手当の支給対象となる家賃の額の加減を、現行 1 万 2,000 円を 1 万 6,000 円に引き上げるとともに、手当の月額支給限度額を現行 2 万 7,000 円から 2 万 8,000 円に引き上げさせていただくものでございます。

また、勤勉手当につきましても、先ほど申し上げさせていただいたとおり、今回 12 月期で 0.05 月分上げさせていただいた 0.975 月を 0.95 月に令和 2 年度からさせていただくものでございます。

なお、①の給料、それから勤勉手当の 12 月分につきましては、適用日を、給料につきましては平成 31 年 4 月 1 日から、12 月の勤勉手当につきましては 12 月の 1 日から適用のほうをさせていただくものでございます。また、第 2 条につきましては、令和 2 年の 4 月 1 日から適用のほうをさせていただくものでございます。以上が、給与改定の内容でございます。よろしくお願いたします。

議 長：日程第 11 議案第 8 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 8 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

日程第 13 提出議案の採決を行います。議案第 8 号について、原案賛成の方の挙手を求めます。はい。挙手全員であります。したがって、議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

日程第 14 議案第 9 号 令和元年度峡南衛生組合一般会計補正予算(第 2 号)について、上程いたします。

日程第 15 議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。管理者 望月幹也君。

望月(幹)管理者：それでは、議案第 9 号 令和元年度峡南衛生組合一般会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。表紙の裏面を開いていただきたいと思います。歳入歳出予算の補正のこのみ、ご説明をさせていただきます。第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,718 万 6,000 円とする。補正予算の説明につきまして以上ですが、詳細につきましては、事務局望月次長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長：議案第 9 号について、詳細説明を求めます。

次 長：議長。

議 長：はい。次長 望月邦浩君。

次 長：それでは、議案第 9 号について説明のほうをさせていただきます。まず初めに 6 ページ、7 ページ目をお開きください。歳出でございますが、節の 2 節、3 節、4 節の給料、職員手当、共済費につきましては、人勧に伴う増額分でございます。

また、2 目ごみ処理費でございます。11 節需用費 91 万 2,000 円をお願いするものでございますが、内容は右説明のとおり、クレーンのバケット修繕、こちらにつきましてはクレーンの修繕をお願いするものでございます。現行予備で 2 台、1 台ずつあるんですけども、その部分について今現在 1 台壊れておりますので、予備のほうを使用しております。壊れたほうを修理させていただくものでございます。また、ストーカー駆除用油圧ユニットにつきましては、3 台あるうちの 1 台が異音がいたしますので、そちらにつきまして修繕のほうをお願いするものでございます。

フレッツ光回線につきましては、現在事務所と焼却施設、また、し尿処理施設等をモデム器で回線をつないで伝票等を各部署で切っておりますが、その焼却にあるモデム器につきまして不具合が生じておりますので、そちらのほうを光のほうに回線を変えさせていただくものでございます。それに伴いまして、14 節のネットワーク使用料が発生しております。そちらのほうをお願いするものでございます。

また、5 款 1 項 1 目、南部一般管理費の 13 節委託料及び 3 目の南部火葬処理費の 13 節委託料につきましては、差し引きを精査したところ、不足額が生じることが判明したので、今回お願いするものでございます。なお、これらの財源につきましては、5 ページ目の前年度の繰越金を充てさせていただくものでございます。以上が補正の内容でございます。よろ

しくお願いいたします。

議長：日程第16 議案第9号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17 議案第9号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

日程第18 提出議案の採決を行います。議案第9号について、原案賛成の方の挙手を求めます。はい。挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

日程第19 議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、議題といたします。閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

議員一同：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして、令和元年第1回峡南衛生組合議会臨時会を閉会といたします。

所長：以上をもちまして、全日程が終了いたしました。ありがとうございました。相互にあいさつを交わしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。相互に礼。

一同：ご苦労さまでした。

所長：なお、この後、3時半から峡南斎場のほうで追善供養を行いますので、よろしくお願いたします。

令和元年 12 月 26 日
 峡南衛生組合 議長

この会議録は正当なものと認めここに署名する。

8 番

9 番